

日本歯周病学会専門医研修カリキュラム

<はじめに>

特定非営利活動法人日本歯周病学会「歯周病専門医」制度は、歯周病学の臨床的経験を通し、その専門的知識と技術を有する歯科医師を育成するとともに、歯周病学の発展および向上を図り、もって、国民の口腔保健の増進に貢献することを目的としています。

この制度によって本学会に認定された歯周病専門医は、日本歯科専門医機構に認定され、かつ厚生労働大臣が認めた広告可能な専門医資格です。本学会では歯周病専門医の質を担保し、高いレベルの歯周病学の専門的知識と技術を有する歯科医師を認定するために、すでに30年以上にわたって専門医試験を実施してきており、1,100名を超える歯周病専門医を育成してきました。

今般、これらの歯周病専門医が有している、また、これから歯周病専門医資格を取得しようとする歯科医師に必要な歯周病学の専門的知識と技能の修得目標を明示することを目的として、「歯周病専門医研修カリキュラム」をまとめました。

今後、歯周病専門医資格を取得しようとしている各位におかれましては、歯周病専門医制度規則、同施行細則、同審査施行細則、ならびに日本歯周病学会専門医・指導医の理念と合わせ、本研修カリキュラムを参考にして研修を積まれることを期待します。また、このような歯科医師の指導に当たられる指導医・専門医の各位におかれましては、本研修カリキュラムを参考にして広範かつ充実した研修の指導を実施していただきますようお願いいたします。

令和3（2021）年6月
特定非営利活動法人日本歯周病学会
理事長 小方 頼昌
認定医委員会委員長 山本松男
専門医委員会委員長 吉成伸夫

1. 一般目標（GIO）

歯周病学を通して国民の口腔保健の増進に貢献するために、歯周病学に関する基本的知識を身に付け、医療現場にて適切かつ迅速に対応するために必要な知識、および標準的な技能と態度を修得する。

2. 到達目標（SBOs）：

□歯周病学や歯周病治療の基本的な知識および技術

- 医療安全に配慮した歯科医療を提供し、歯科医療に対する歯科医師の責任について説明できる。
- 歯周病の診断、分類について「新分類」を用いて説明できる。
（歯肉病変、歯周炎、壊死性歯周疾患、歯周組織の膿瘍、歯周一歯内病変、歯肉退縮、咬合性外傷）
（Stage、Grade）
- 日本における歯周病の罹患状況について説明できる。
- 的確に標準的な医療を実践できる。

□歯周病学や歯周病治療への関わりと姿勢

- 医療面接を実践できる。
- 検査に基づいた診断ができる。
- 予後の判定・治療計画の立案、ならびに患者への適切な説明と同意取得を実践できる。
- 医科との連携を実践できる。
- 多職種連携を実践できる。

□患者の全身的、生活的、社会的背景への考慮

- 全身的因子と歯周病の関係について説明できる。
- 全身性疾患（有病者・糖尿病）患者、高齢者への適切な配慮を説明できる。
- 全身的、環境の各リスクファクターを勘案して歯周病治療を実践できる。
（特に高齢者、有病者：メタボリックシンドローム、肥満、糖尿病、高血圧、循環器疾患、透析患者、呼吸器疾患、妊婦、骨粗鬆症患者、喫煙者）
- 在宅医療が必要な患者に対し、適切な歯周病治療・口腔内環境の管理方法を提案し、実践できる。（セルフケアができる患者、一部介護、全介護患者に対する対応など）

□検査結果など客観的データや診断に基づいた考察

- 歯周基本治療、歯周外科治療、口腔機能回復治療、各ステージ後の再評価検査を説明できる。
- 歯周外科治療の実施条件を理解し、実践できる。
（①患者への説明が行われ同意が得られていること、②患者の全身状態がよいこと、③患者の口腔衛生状態がよいこと、④喫煙していないこと）
- 根分岐部病変に対し、適切な検査と診断からの治療を実践できる。
- 細菌感染、咬合力に関する配慮を勘案した適切な治療法（固定・ブリッジ・義歯・インプラント）を選択、実践することができる。

日本歯周病学会専門医申請にあたって

日本歯周病学会専門医には専門知識の修得、専門的技術の習得が必要です。そのため専門的技術に関しては 10 症例を提出していただくことで、日本歯周病学会専門医委員会の指導医がこれを評価し、一定の水準に達していることを確認します。

次に、日本歯周病学会指導医の技術評価により一定の水準に達していると認められたものに対して日本歯周病学会はケースプレゼンテーション試験を実施します。この目的は、技能はもとより専門知識の修得達成度を評価します。評価者は日本歯周病学会専門医委員会の指導医がこれにあたります（歯周病専門医審査施行細則参照）。

http://www.perio.jp/member/certification/special/file/Specialist_examination_Detail_Rule.pdf

ケースプレゼンテーション試験には評価基準があり、その基準に達したものが日本歯周病学会専門医として認定されます。

ケースプレゼンテーション試験の内容は日本歯周病学会専門医研修プログラムの中から抜粋し、試験を実施します。

日本歯周病学会専門医申請資格チェック表

下記項目のすべてにチェックされますと申請することが可能です。

- 学会認定医（認定医制度規則 第 10 条）（以下「認定医」という）、または本学会が認める関連学会の認定医（以下「関連学会認定医」という）であること（歯周病専門医制度規則参照）。

http://www.perio.jp/member/certification/special/file/Specialist_Rule.pdf

- 専門医申請時に、認定医または関連学会認定医に登録後通算 2 年以上本学会会員であること。
- 認定医または関連学会認定医に登録後、本学会の認めた研修施設に通算 2 年以上所属し、歯周病学に関する研修と臨床経験を有すること。
- 認定医または関連学会認定医に登録後、本学会学術大会における認定医・専門医教育講演を 2 回以上受講していること（歯周病専門医制度施行細則（研修）参照）。

http://www.perio.jp/member/certification/special/file/Specialist_Detail_Rule.pdf

- 専門医申請時に定められた教育研修単位を取得していること（歯周病専門医制度施行細則（研修）参照）。

http://www.perio.jp/member/certification/special/file/Specialist_Detail_Rule.pdf

- 禁煙宣言に対して同意した非喫煙者であること（定款細則第 43 条）。

下記項目にチェックしながら提出書類の準備をしてください。

申請症例の書類審査の留意点は以下のものです。

- 申請症例は「専門医試験申請症例に関する資料の作成基準」に準拠している。
https://www.perio.jp/member/certification/special/file/new/standard_method.pdf
- 申請症例は「認定医専門医申請における医薬品・機器の使用に関する考え方」（薬機使用の考え方）に準拠している。
https://www.perio.jp/member/certification/recognition/file/new/info_220602.pdf
- 診断名、用語は歯周病学会の提案する「新分類」に準拠している。
http://www.perio.jp/file/news/info_191220.pdf
- 口腔内写真は適切である。（側方歯群の写真で最後方臼歯部が写っている。）
- エックス線画像は適切である。
- 検査結果、診断と治療計画は整合性が取れている。
- 全身的风险因子に対する対処の記載がある。
- 局所的风险因子に対する対処の記載がある。
- 治療計画・経過の記載がある。
- 歯周基本治療が適切に行われている。
- 歯周外科の理論的整合性がとれている。
- 口腔機能回復治療は終了している。
- メインテナンス又は SPT 移行は適切である（「歯周治療の指針」の該当頁に準拠している）。
- メインテナンス又は SPT 移行時から 6 ヶ月以上経過している。
- メインテナンス又は SPT 時の歯周組織が健康であり、エックス線画像上、治癒、もしくは安定していることが確認できる。

下記項目にチェックしながら書類審査通過後のケースプレゼンテーション試験に備えてください。

申請症例のケースプレゼンテーション試験に必要な到達目標は以下のものです。

- 1. 歯周病の診断、分類について「新分類」を用いて説明できる。
- 2. 全身的、環境の各リスクファクターを勘案した歯周病治療を説明できる。
- 3. 治療経過が治療計画と異なる時、その理由を明確に説明できる。
- 4. 治療法、手技、使用した器材等の選択根拠、メカニズム、成否判定基準について説明できる。
- 5. 歯周外科の理論的整合性が説明できる。
- 6. 歯周外科の状況を術中の口腔内写真を用いて説明できる。
- 7. 細菌感染、咬合力に関する配慮を勘案し適切な口腔機能回復治療（固定・ブリッジ・義歯・インプラント）を選択したことを説明できる。
- 8. 各ステージ後の再評価検査結果を説明できる。
- 9. メインテナンス又は SPT に移行時に予後の判定、今後の処置方針が説明できる。
- 10. プレゼンテーションの資料を用いて、症例に対して合理的な質疑応答が行える。

出題図書

『歯周病学用語集 第3版（2019）（日本歯周病学会編）』

『歯周病患者における口腔インプラント治療指針およびエビデンス 2018（日本歯周病学会編）』

『歯周病患者における抗菌薬適正使用のガイドライン 2020（日本歯周病学会編）』

『歯周病患者における再生治療のガイドライン 2012（日本歯周病学会編）』

『糖尿病患者に対する歯周治療ガイドライン改訂第2版（日本歯周病学会編）』

『歯周治療のガイドライン 2022（日本歯周病学会編）』

『歯周病と全身の健康（2016）（日本歯周病学会編）』

専門医判定基準

上記の専門医研修カリキュラムに基づき、ケースプレゼンテーション試験の到達目標の項目について評価します。評価は下記評価シートを用い、各項目の実施もしくは理解度をもって判定します。

到達目標	コメント	点数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

優：10～8点、合：7～5点、否：1～4点

合計 _____ 点 / 100

点

※コメント欄に関しては、1～4点の項目がある場合にその理由がわかるように記載する。5点以上の場合は自由記載とする。

評価：日本歯周病学会専門医研修カリキュラム SBOs が習得されているうえで、ケースプレゼンテーション試験の合計点数が60点以上を合格とする。

日本歯周病学会専門医研修施設プログラム

<はじめに>

特定非営利活動法人日本歯周病学会「歯周病専門医」制度は、認定医または関連学会認定医に登録後、本学会の認めた研修施設に通算2年以上所属し、歯周病学に関する研修と臨床経験を有することを申請要件としております。

各研修施設における研修プログラム策定にあたって、日本歯周病学会専門医委員会では「日本歯周病学会専門医研修カリキュラム」をもとに「日本歯周病学会専門医研修施設プログラム」を作成いたしました。本研修施設プログラムは、特殊専門領域に偏らず、全般的に習得することを主眼としております。各研修施設におかれましては、本研修施設プログラムを参考に、実態に適合した内容で研修プログラムを構築いただきますようお願いいたします。

各研修施設におかれましては、歯周病専門医制度規則、同施行細則、同審査施行細則、ならびに歯周病専門医・指導医の理念と合わせ、指導を実施されますことを期待します。

令和3（2021）年5月
特定非営利活動法人日本歯周病学会
理事長 小方 頼昌
認定医委員会委員長 山本松男
専門医委員会委員長 吉成伸夫

1. 一般目標（GIO）

歯周病学を通して国民の口腔保健の増進に貢献するために、歯周病学に関する基本的知識を身に付け、医療現場にて適切かつ迅速に対応するために必要な知識、および標準的な技能と態度を研修できる。

2. 到達目標（SBOs）：

□歯周病学や歯周病治療の基本的な知識および技術

- 医療安全に配慮した歯科医療を提供し、歯科医療に対する歯科医師の責任について研修できる。
- 歯周病の診断、分類について「新分類」を研修できる（歯肉病変、歯周炎、壊死性歯周疾患、歯周組織の膿瘍、歯周一歯内病変、歯肉退縮、咬合性外傷）
（Stage、Grade）
- 日本における歯周病の罹患状況を研修できる。
- 的確に標準的な医療を研修できる。

□歯周病学や歯周病治療への関わりと姿勢

- 医療面接を研修できる。
- 検査に基づいた診断を研修できる。
- 予後の判定・治療計画の立案、ならびに患者への適切な説明と同意取得を研修できる。
- 医科との連携を研修できる。
- 多職種連携を研修できる。

□患者の全身的、生活的、社会的背景への考慮

- 全身的因子と歯周病の関係を研修できる。
- 全身性疾患（有病者・糖尿病）患者、高齢者への適切な配慮を研修できる。
- 全身的、環境の各リスクファクターを勘案した歯周病治療を研修できる。
（特に高齢者、有病者：メタボリックシンドローム、肥満、糖尿病、高血圧、循環器疾患、透析患者、呼吸器疾患、妊婦、骨粗鬆症患者、喫煙者）
- 在宅医療が必要な患者に対し、適切な歯周病治療・口腔内環境の管理方法を研修できる。
（セルフケアができる患者、一部介護、全介護患者に対する対応など）

□検査結果など客観的データや診断に基づいた考察

- 歯周基本治療、歯周外科治療、口腔機能回復治療、各ステージ後の再評価検査を研修できる。
- 歯周外科治療の実施条件を研修できる。
（①患者への説明が行われ同意が得られていること、②患者の全身状態がよいこと、③患者の口腔衛生状態がよいこと、④喫煙していないこと）
- 根分岐部病変に対し、適切な検査と診断からの治療を研修できる。
- 細菌感染、咬合力に関する配慮を勘案した適切な治療法（固定・ブリッジ・義歯・インプラント）を研修できる。